

附属明細書

- (1) 基本財産及び特定資産の明細
財務諸表に対する注記に記載しているため、省略する。
- (2) 引当金の明細
財務諸表に対する注記に記載しているため、省略する。

行政庁へ提出する事業報告等に係る書類に関する件

行政庁へ提出する事業報告等に係る書類の作成および提出については会長に一任する。